

～令和7年4月1日以降～

育児休業期間中に出向（転籍）があった場合の手続きについて

出向後も引き続き育児休業を取得する場合(雇用保険喪失・取得手続きを伴うもの)

育児休業期間中に1日の空白もなく出向（転籍）し、引き続き育児休業を取得する場合の取扱いが下記のとおり変更となります。

- 令和7年3月31日までの出向（転籍）の場合
出向元、出向先それぞれの管轄ハローワークで手続き
- 令和7年4月1日以降の出向（転籍）の場合
出向先の管轄ハローワークでまとめて手続き

〈手続きの流れ〉

- ①出向元事業所の喪失手続き
- ②出向先事業所の取得手続き
- ③支給単位期間を引き継いだまま支給申請
- ④出向元・出向先いずれかの事業主が出向先管轄ハローワークに提出

喪失・取得手続きは必ず先に！

注意

〈必要書類〉

- ①育児休業給付支給申請書（継続）
- ②申請期間分の出勤簿（タイムカード）および賃金台帳（2事業所分）
- ③出向契約書、出向同意書など出向（転籍）の事実がわかるもの

POINT

- * 出向（転籍）前の支給単位期間を引き継ぎます。
- * 出向（転籍）後の育児休業は分割取得回数に含まれません。
- * 育児休業延長後に出向（転籍）する場合も給付金は引き続き申請可。
- * 出向（転籍）の場合の取扱いになりますので転職の場合はこれまでどおりの取扱いとなります。

その他、ご不明な点はハローワーク品川 雇用継続課までお問い合わせください